

第 66 回慶應 EU 研究会 報告の成果と課題

報告題目：共通農業政策（CAP）の困窮者向け食料支援プログラム

報告者：豊 嘉哲（山口大学経済学部 准教授）

開催日：2013 年 6 月 29 日

共通農業政策（CAP）が過剰生産を発生させていたことはよく知られている。それとは対照的に、余剰農産物がどのように利用されていたかという問いに対して、補助金付きで海外に売却されていたという答えが聞かれることはあっても、欧州の困窮者に無償で配られていたという事実が示されることは稀であろう。

本報告は、EU で実施される困窮者向け食料支援プログラム（MDP）の変遷に焦点を当てた。報告の構成は次の通りである。

- ① MDP の成立の経緯と、初期の制度
- ② MDP の転換点
→市場で購入された食料の配給の容認
- ③ ドイツによる提訴
→市場で購入された食料に基づく MDP は EU で実施されるべき政策ではない
- ④ 欧州委員会の MDP 改革案
- ⑤ 欧州委員会案に対する欧州議会の反応

結論を先取りすれば、CAP の一政策手段であった MDP が 2014 年から結束政策の一政策手段に衣替えるわけだが、この転換のきっかけとなったのは、食料の市場調達の容認であった。元来 MDP は農産物が余っているから無償でそれを困窮者に配り、かつ、余剰が消滅すれば配給を止めるという制度だった。しかし、1990 年代に CAP の改革が進み、在庫が減少してしまった後、MDP は市場で購入された食料の無償配給を一手段として採用した。これにより MDP は在庫調整手段という完全に CAP の枠内に収まるものから、社会保障の色彩の強いプログラムに変わっていった。

この変化にドイツは提訴という形で対応し、欧州司法裁判所は、市場調達を伴う MDP はそれが一時的なものでない限り認められないと判断した。それを受けて MDP は制度変更なしに存続不可能となり、2014 年から結束政策の一部として実施されることになった。

新 MDP が抱える問題は、新たに導入される共同資金負担（co-financing）に関係している。旧 MDP ではそれに関わる全経費を EU が負担していたが、新 MDP では加盟国が一定割合の負担を求められる。この変更は財政規模が小さな加盟国（すなわち、困窮者の割合が多いと推測される加盟国）にとって不利な変更であろう。また、MDP が加盟国の義務と決定されれば、加盟国財政の一部が自動的に EU の政策に充てられることになり、MDP の存続そのものに反対している加盟国から反発の声が上がることになるだろう。

なお、2014～20 年財政枠組みに関する欧州議会と理事会の合意（2013 年 6 月 27 日）は本報告に反映されていない。今後、この合意を取り込んでいきたい。

最後に、本報告に対してコメントを下さった皆様に感謝を示したい。